

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」普及啓発資材貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の次世代の継承に向けた普及啓発、世界遺産価値の理解増進、情報発信を図るため、県の保有する世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」普及啓発資材（以下「普及啓発資材」という。）の貸付けについて、必要な事項を定める。

(貸付けの対象)

第2条 普及啓発資材の貸付け対象は、次のとおりとする。

- (1) 市町村及び市町村教育委員会
- (2) 小学校、中学校、高等学校、大学等
- (3) その他（民間企業等）

(普及啓発資材の種類)

第3条 貸付けをする普及啓発資材は、次のとおりとする。

- (1) D V D
- (2) パネル、イーゼル
- (3) のぼり旗

(貸付けの承認)

第4条 文化振興課長は、第2条各号に掲げる者から普及啓発資材の借受けの申し出を受け、貸付けをすることが適当であると認めるときは、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」普及啓発資材 物品短期貸付簿（別記様式1から3まで）により貸し付けるものとする。

(借受人が守るべき事項)

第5条 普及啓発資材の借受人は、借り受けた普及啓発資材について、次の事項を守らなければならない。

- (1) 借り受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 第三者に転貸しないこと。
- (3) 貸付期間中の取扱い及び管理は、善良なる管理者の注意をもって適切に行うこと。
- (4) その他貸付に際して、課長が指示した事項に従うこと。
- (5) その他貸付期間中であっても、県が必要と認める場合は、返却することとする。

(返却を受けた普及啓発資材の検収)

第6条 文化振興課長は、普及啓発資材の返却があったときは、必要な点検を行い、収受するものとする。

(借受人の責任)

第7条 借受人は、借り受けた普及啓発資材を亡失又は損傷したときは、遅滞なく事故報告書(別記様式4)をもって文化振興課長に報告しなければならない。

2 借受人は、借り受けた普及啓発資材を亡失又は損傷したときは、文化振興課長の指示に従い、その負担において、これを補てん又は修理しなければならない。

(費用の負担)

第8条 普及啓発資材の引渡し、貸付期間中の管理及び返納に関する一切の費用は、借受人の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は文化振興課長が定める。

附則

この要領は、令和7年12月23日から適用する。

別記様式1（第4条関係）

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」普及啓発資材 物品短期貸付簿（D V D）

命令者	出 員 等	納 付 等	種 類	物 品 分 類	品 質 形 状	貸 付 年 月 日	貸 付 年 月 日	貸 付 單 位	貸 付 數 量	返 却 期 間	返 却 年 月 日	受 領 印	貸 付 料	貸 付 條 件	借 受 者 住所・氏名印	備 考
			一	一	一	~							無料	1. 借受物品を善良な管理者の注意をもつて管理すること。 2. 借受物品を貸付目的以外に使用しないこと。 3. 借受物品を転貸しないこと。 4. 借受物品を亡失又は損傷したときは、補てん又は修理すること。 5. 借受物品の返却が遅れる場合は、必ず連絡すること。 6. その他貸付期間中であつても、異が必要と認める場合は、返却することとする。		

別記様式2（第4条関係）

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」普及啓発資材 物品短期貸付簿（パネル、イーゼル）

命令者	出 員 等	納 等	種 類	物 品 分 類	品 質 形 状	貸 付 日 期	年 月 日	数量	單 位	返 付 日 期	年 月 日	数量	單 位	受 領 印	貸 付 條 件		借 受 者 住所・氏名印	備 考
															貸 付 料	貸 付 料		
						~									無料	無料	1. 借受物品を善良な管理者の注意をもつて管理すること。 2. 借受物品を貸付目的以外に使用しないこと。 3. 借受物品を転貸しないこと。 4. 借受物品を亡失又は損傷したときは、補てん又は修理すること。 5. 借受物品の返却が遅れる場合は、必ず連絡すること。 6. その他貸付期間中であつても、異が必要と認める場合は、返却することとする。	

別記様式3（第4条関係）

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」普及啓発資材 物品短期貸付簿（のぼり旗）

命令者	出 員 等	納 付 等	種 類	品 質 形 状	物 品 分 類	貸 付 年 月 日	貸 付 年 月 日	貸 付 單 位	貸 付 數 量	返 付 期 間	返 付 年 月 日	受 領 印	賃 付 料	賃 付 條 件	借 受 者 住所・氏名印	備 考
			一	一			~						無料	1. 借受物品を善良な管理者の注意をもつて管理すること。 2. 借受物品を貸付目的以外に使用しないこと。 3. 借受物品を転貸しないこと。 4. 借受物品を亡失又は損傷したときは、補てん又は修理すること。 5. 借受物品の返却が遅れる場合は、必ず連絡すること。 6. その他貸付期間中であつても、異が必要と認める場合は、返却することとする。		

別記様式4（第7条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日

○○○○○○殿

借 受 者

住 所

氏 名

電話番号

以下のとおり事故がありましたので、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」普及啓発資材貸付要領第7条の規定に基づき報告します。

亡失又は損傷した物品の品名及び数量	
亡失又は損傷の日時	
亡失又は損傷の場所	
亡失又は損傷の原因	
そ の 他	